

報告第 2 3 号

専決処分の報告について《物損事故（丹後町間人 R5.7.30）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 2 1 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 9 月 6 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市丹後町間人地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 5 年 7 月 3 0 日、京丹後市丹後町間人地内の間人漁港内の通路において、相手方が車両で走行中、対向車とすれ違うため幅寄せした際に、側溝に設置されたグレーチング蓋が跳ね上がり、左側リアタイヤ及びホイールを破損する損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 9 4, 2 1 5 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市丹後町在住 個人